

令和5年11月6日

3年5組 保護者 様

船橋市立三田中学校

校長 川崎 博樹

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖のお知らせ

日頃から、本校の教育活動にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

さて、3年5組においてインフルエンザ様疾患による体調不良者が多数見受けられることから、本日朝の会終了後、下校とさせていただきます。また学校医と協議の上、お子様の健康確保を図るため、明日7日について学級閉鎖を行います。学級閉鎖期間は下記のとおりです。

なお、学級閉鎖期間中の三者面談につきましては、来校されるお子様と保護者様の体調に問題がなければ実施いたします。予定が組まれている方は学校へお越しください。体調に問題がある場合は、担任までご連絡ください。改めて日時のご相談をさせていただきます。

各ご家庭におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学級閉鎖期間 11月7日（火）

- (1) 感染予防のため外出は控え、ご家庭で過ごさせてください。
- (2) 少しでも体調が悪いときには無理に登校せず、自宅での療養をお願いします。
- (3) 医療機関を受診する際は学級閉鎖中であることを伝えた上で受診をお願いします。
- (4) 今後の状況により日課等の変更がある場合には、改めてご連絡いたします。本日以降、新たな発症がある場合は、延長もありえます。

2 その他

- (1) 発熱等の風邪症状がある場合には、主治医に相談し、受診ください。学級閉鎖期間中に、新たにインフルエンザと診断された場合は、必ず学校にご連絡ください。インフルエンザA型かB型か、診断日もお知らせください。
- (2) インフルエンザの出席停止期間は、“発症日を0日として発症後5日を経過し、かつ解熱した日を0日として解熱後2日を経過するまで”は出席停止期間です。最短でも5日は登校できません。
- (3) インフルエンザにかかり自宅で療養する場合は、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類によらず、少なくとも発熱から2日間は転落等の事故に対する防止対策を講じてください。一人にしない、また居住外に飛び出さないための対策をたてるなど注意をしてください。
- (4) 発熱や風邪症状のない兄弟姉妹の登校は可能です。
- (5) この間の給食費の返金については、食材を事前発注するため、船橋市学校給食会計のきまりの中で、「給食費の返金については、学級閉鎖の決定日の翌日から4日目以降（休日等を除く）を対象とします。」となっています。そのため、申し訳ございませんが返金することができません。ご了承ください。